

○大田区雨水貯留槽設置助成金交付要綱

平成20年2月8日

19ま調発第10339号

改正 平成21年12月15日21ま調発第10314号

平成27年3月27日26ま調発第10156号

平成30年3月19日29ま調発第10173号

令和元年7月31日31ま調発第10042号

令和3年3月11日2ま調発第10076号

令和4年8月3日4ま調発第10093号

(目的)

第1条 この要綱は、雨水利用のための貯留槽（以下「雨水タンク」という。）を設置する者に対し雨水タンク設置助成金を交付することにより、河川等への雨水の流出を抑制し、水害の防止及び水質改善等都市の安全性の向上、快適な都市構造の創造及び雨水利用の推進による地球環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「雨水利用」とは、居住する住宅の敷地に降る雨をタンクに貯留し、必要に応じて沈でん、ろ過等の処理をした後に、水洗トイレの洗浄水、空調冷却塔補給水、植木への散水等の雑用水、防火用水等に活用することをいう。ただし、専ら防火用水として活用する等長期間にわたりタンクに雨水を貯留させる場合を除く。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、雨水タンクを大田区内に存する敷地に設置し、使用する者とする。ただし、次に掲げる者には、この要綱による助成金は交付しない。

- (1) この要綱による助成金と同種の助成金を受けることができる者
- (2) この要綱による助成金を過去に受けたことのある者。（次条第1項第2号の小型雨水タンク設置助成金であって、1基ずつ別々の機会に申請する場合を除く。）
- (3) 法令又は条例により雨水タンクの設置を義務付けられている者
- (4) 国、地方公共団体その他これに準ずる団体
- (5) 売買等を目的とした建物に雨水タンクを設置しようとする者
- (6) 住民税を滞納している者
- (7) 法人住民税を滞納している者

(助成金の種類及び内容)

第4条 助成金の種類及び内容は、次のとおりとする。ただし、助成金の交付は、1の敷地への設置につき、そのいずれか一方のみとする。

(1) 大型雨水タンク設置助成金

ア 有効貯水量1基当たり500リットル以上の雨水タンク（以下「大型雨水タンク」という。）を設置する場合

イ 既に設置されている大型雨水タンクに係る雨水利用を目的とする設備の設置工事（以下「雨水利用設備工事」という。）を行う場合

(2) 小型雨水タンク設置助成金

有効貯水量1基当たり500リットル未満の雨水タンク（以下「小型雨水タンク」という。）を設置する場合。ただし、1敷地につき2基までとする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、予算の範囲内において、次に定めるとおりとする。

(1) 大型雨水タンク設置助成金

大型雨水タンクの本体価格（消費税等相当額を含む。）、設置工事費（消費税等相当額を含む。）及び雨水利用設備工事費（消費税等相当額を含む。）の合計額の2分の1の額（100円未満切捨て）とする。ただし、その額は、300,000円を限度とする。

(2) 小型雨水タンク設置助成金

小型雨水タンクの本体価格（消費税等相当額を含む。）及び設置工事費（消費税等相当額を含む。）の合計額の2分の1（助成金の交付を受けようとする者が個人である場合は、3分の2）の額（100円未満切捨て）とする。ただし、その額は、1基につき40,000円を限度とする。

（助成金の交付申請等）

第6条 雨水タンク設置助成金の交付を受けようとする者は、雨水タンクの設置工事又は雨水利用設備工事（以下「雨水タンクの設置等工事」という。）の着工前に、雨水タンク設置助成金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に申請し、助成金の交付対象となるかどうかについてその決定を受けなければならない。ただし、助成金の交付を受けようとする者が個人である場合で小型雨水タンクの申請をするときに限り、別記第1号様式の2により、東京電子自治体共同運営協議会が提供するサービスのうちインターネットを利用した申請（以下「電子申請」という。）をすることができる。

(1) 雨水タンク及び設置に伴う諸費用に係る見積書等

(2) 住民税納税証明書若しくは住民税非課税証明書の写し（身分証明書の写しを添えて、雨水タンク設置助成金交付申請書の同意欄に同意をした場合を除く。）又は法人住民税納税証明書の写し

(3) 大型雨水タンク配置詳細図（大型雨水タンクのみ・別記第2号様式）

(4) 雨水タンクの有効貯水量又は容量、材質その他の仕様が明示されている書類（大型雨水タンクのみ）

(5) 案内図（大型雨水タンクのみ）

(6) その他区長が必要と認めた書類

(助成金の交付決定等)

第7条 区長は、前条の規定に基づく申請を受け付けたときは、審査の上助成金交付の可否を決定し、雨水タンク設置助成金交付決定通知書(別記第3号様式)又は雨水タンク設置助成金不交付決定通知書(別記第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、区長は、適正な助成金の交付を行うため、修正を加え、条件を付して助成金の交付を決定することができる。

(申請の撤回)

第8条 区長は、前条第1項の交付の決定内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後指定する期日までに申請の撤回をすることができる旨を申請者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 区長は、雨水タンク設置助成金の交付の決定をした場合において、次に掲げる事情が生じたときは、雨水タンク設置助成金交付決定取消通知書(別記第5号様式)又は雨水タンク設置助成金交付決定変更通知書(別記第6号様式)により雨水タンク設置助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、雨水タンクの設置等工事のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(1) 天変地変その他雨水タンク設置助成金の交付の決定後生じた事情により雨水タンクの設置等工事の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(2) 申請者が雨水タンクの設置等工事を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないとき(申請者の責に帰すべき事情による場合を除く。)

(3) 申請者が雨水タンクの設置等工事に要する経費(雨水タンク設置助成金によって賄われる部分を除く。)を負担することができないとき(申請者の責に帰すべき事情による場合を除く。)

2 前項の規定による雨水タンク設置助成金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る助成金を交付することができる。

(1) 雨水タンクの設置等工事に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 雨水タンクの設置等工事を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

3 前項の助成金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る雨水タンク設置助成金に準ずるものとする。

(申請の取下げ及び撤回)

第10条 第6条の申請者が申請を取り下げようとするとき又は第7条第1項の規定による助成金の交付決定(以下「交付決定」という。)を受けた者が雨水タンクの設置を撤回しようとするときは、取下撤回届(別記第7号様式)を区長に提出しなければならない。

(変更の申請)

第11条 交付決定を受けた者は、第6条に掲げる書類の内容を変更しようとするときは、雨水タンク設置変更協議書(別記第8号様式)を区長に提出しなければならない。

(事故報告)

第12条 交付決定を受けた者は、大型雨水タンクの設置等工事が予定の期間内に完了しない場合又は大型雨水タンクの設置等工事の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を事故報告書(別記第9号様式)により区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、必要があると認めるときはその処理について適切な指示をするものとする。

(中間検査等)

第13条 区長は、必要があると認めるときは、大型雨水タンク設置助成金の交付を受けて設置しようとする雨水タンクの設置工事等の状況について検査し、又は交付決定を受けた者にその報告を求め、助言、指導を行い、若しくは条件を付することができる。

(遂行命令等)

第14条 区長は、交付決定を受けた者による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、その者の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、大型雨水タンクの設置等工事を遂行すべきことを命じるものとする。

2 区長は、交付決定を受けた者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、大型雨水タンクの設置等工事の遂行の一時停止を命ずることができる。

(完了届の提出等)

第15条 交付決定を受けた者は、雨水タンク設置工事が完了した後に、雨水タンク設置完了届(別記第10号様式)に次の書類を添えて区長に提出しなければならない。ただし、個人が小型雨水タンクの申請をしたものに限り、別記第10号様式の2により電子申請をすることができる。

- (1) 雨水タンクの購入及び設置に伴う諸費用の領収書(内訳書を含む。)
- (2) 雨水タンクの設置工事の完了を証する現場写真
- (3) 大型雨水タンク完了配置図(大型雨水タンクのみ・別記第11号様式)
- (4) その他区長が必要と認める書類

(助成金の交付額の確定等)

第16条 区長は、前条の雨水タンク設置完了届が提出等されたときは、その内容の審査及び雨水タンク及び雨水タンクに係る雨水利用を目的とする設備の現場検査を行った後に、雨水タンク設置助成金の額を確定し、雨水タンク設置助成金交付額確定通知書(別記第12号様式)により交付決定を受けた者に通知するものとする。

2 前項の通知書を受けた者は、速やかに、雨水タンク設置助成金請求書(別記第13号様式)

式)を区長に提出しなければならない。ただし、個人が小型雨水タンクの申請をしたものに限り、別記第13号様式の2により電子申請をすることができる。

3 区長は、前項の請求書が提出等されたときは、速やかに、雨水タンク設置助成金を交付するものとする。

(是正のための措置)

第17条 区長は、前条の検査の結果、改善を要する箇所を発見したときは、当該箇所の改善を命ずることができる。

2 第15条の規定は、前項の命令により交付決定を受けた者が必要な措置をした場合について準用する。

(交付決定の取消し等)

第18条 区長は、交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) その他助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、雨水タンクの設置等工事について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 区長は、第1項の規定により交付決定を取り消したときは、雨水タンク設置助成金交付決定取消通知書により交付決定を受けた者に通知する。

(助成金の返還)

第19条 区長は、既に助成金を交付した者に対して前条第1項の規定により交付決定を取り消したときは、雨水タンク設置助成金返還通知書(別記第14号様式)により通知し、期限を定めてその全部又は一部の助成金の返還を命じることとする。

(違約加算金及び延滞金)

第20条 区長は、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、交付決定を受けた者に対して命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させることとする。

2 区長は、助成金の返還を命じた場合において、交付決定を受けた者がこれを納期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させることとする。

3 前2項に規定する年当りの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても365日当りの割合とする。

(違約加算金の計算)

第21条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付決定を受けた者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第22条 第20条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(他の助成金等の一時停止等)

第23条 助成金の返還を命じられた交付決定を受けた者が当該助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して他の交付すべき助成金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該助成金等と未納額とを相殺するものとする。

(財産処分の制限等)

第24条 助成金の交付を受けた者は、雨水タンクの設置等工事により取得し、又は効用を増加した財産を、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、助成金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して区長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

2 助成金の交付を受けた者は、関係法令に基づいて当該雨水タンクを安全面及び衛生面において常に良好な状態で維持及び管理し、雨水利用の推進に努めなければならない。

(委任)

第25条 この要綱の施行について必要な事項は、まちづくり推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月27日26ま調雨発第10156号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のこの要綱の規定は、平成27年4月1日以後に第6条に規定する申請を行った者から適用し、同日前に行った者については、なお従前の例による。

付 則 (平成30年3月19日29ま調雨発第10173号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のこの要綱の規定は、施行の日以後に第6条に規定する申請を行った者から適用し、同日前行った者については、なお従前の例による。

付 則 (令和元年7月31日31ま調雨発第10042号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のこの要綱の規定は、施行の日以後に第6条に規定する申請を行った者から適用し、同日前行った者については、なお従前の例による。

付 則 (令和3年3月11日2ま調雨発第10076号)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

付 則 (令和4年8月3日4ま調雨発第10093号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大田区雨水貯留槽設置助成金交付要綱の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、引き続きこれを使用することができる。